

電帳法ストレージ 導入の手引き

株式会社 NIコンサルティング

電帳法ストレージの導入手順

1. 電帳法について理解する

電帳法について学習し、必要な準備物を理解します。

2. 事務処理規程を作成する

電帳法ストレージを利用した電帳法対応に必要な事務処理規程の作成方法について理解します。

3. 電帳法ストレージのシステム設定を行う

「電帳法ストレージ システム設定」動画を視聴し、管理者設定を行います。

初めてNI Collabo 360を利用する場合には事前にスタートアップガイド（動画）を視聴します。

スタートアップガイド（動画）：<https://www.ni-consul.co.jp/startupguide/>

4. 電帳法ストレージのユーザー操作を覚える

「電帳法ストレージ ユーザー操作」動画を視聴し、基本操作を学習します。

電子帳簿保存法スタートアップガイドについて

弊社製品を利用して電帳法に対応した電子データ保管を行う際には
必ず「電子帳簿保存法スタートアップガイド」を参照してください。

■ ダウンロード先

NI Collabo 360のシステム設定マニュアルとあわせて掲載しています。

○製品ヘルプメニュー > ユーザーサポート > マニュアル > NI Collabo 360 システム設定マニュアル
⇒「電子帳簿保存法スタートアップガイド」

直リンク：https://www.ni-consul.jp/ni_us/manual/ge/system/ebook_maintenance_act_guide.pdf

電子帳簿保存法スタートアップガイドには弊社製品での法的要件への対応方法の他、
必要な準備事項、各機能での電帳法への対応方法、注意事項・制限事項が記載されています。

また、スタートアップガイドは適時改版いたしますので、
今後電帳法の法的要件に変更があった場合なども、スタートアップガイドを参照ください。

電子帳簿保存法（電帳法）とは

電帳法とは

正式名称「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）」を一般的に「電子帳簿保存法」（あるいは電帳法）と呼び、各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類を電子データとして保存することを可能にすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務を定めた法律を指します。

| 変更年 | 変更制度 | 変更概要 |
|-------|------------|--|
| 1998年 | 電子帳簿保存法制定 | 帳簿・書類の電磁的記録の容認 |
| 2005年 | スキャナ保存制度制定 | 紙での保存を義務付けている多数の法令において、特定の要件の下で電子保存を認める。 |
| 2015年 | スキャナ保存制度改定 | 3万円以上の領収書などを対象に追加。電子署名を廃止。 |
| 2016年 | スキャナ保存制度改定 | スマホなどによる読み取りを可能とするなどの要件緩和。 |
| 2019年 | スキャナ保存制度改定 | 承認申請手続の見直しなど。 |
| 2020年 | 電子取引保存制度改定 | 受領者が自由にデータを改変できないシステムを利用している場合には電子取引に係るタイムスタンプは不要になるなどの要件緩和。 |
| 2022年 | 全面改訂 | 承認制度廃止、相互牽制等の廃止、一定の要件でタイムスタンプ不要など大幅な要件緩和（詳細は後述） |

電帳法改正のポイント

電子データの記録は電子帳簿保存法上、4種類に区分されます。
それら区分と対応する弊社の製品・機能は次のとおりです。

| 法令上の類型 | | 具体例 | 適用される電帳法の要件 | 関連製品 |
|--------|--------|--|---------------------------------------|---|
| 国税関係帳簿 | | 取引全体の記録 ・ 仕訳帳 ・ 総勘定元帳 ・ 現金出納帳 | A. 電子帳簿保存 (電帳法第4条第1項) | なし |
| 国税関係書類 | 決算関係書類 | 決算のために作成した書類 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 棚卸表 | B. 電子帳簿等保存(書類) (電帳法第4条第2項) | なし |
| | 取引関係書類 | コンピュータで作成し、紙で発行した取引書類の控え ・ 請求書(控え) ・ 見積書(控え) | | ・ NI Collabo 360 電帳法ストレージオプション ・ Sales Quote Assistant ・ Sales Billing Assistant |
| | | | 紙で受領した取引書類 ・ 領収書 ・ 請求書 ・ 発注書 | C. スキャナ保存 (電帳法第4条第3項) |
| 電子取引 | | 紙を用いず電子で完結した取引データ(受取、発行) ・ メール ・ Web 請求書 ・ ペーパーレス FAX | D. 電子取引データ保存 (電帳法第7条) | ・ NI Collabo 360 経費精算 支払管理 電帳法ストレージオプション ・ Sales Quote Assistant ・ Sales Billing Assistant |

緩和

義務化

電子取引データの保存は
電磁的記録が必要になった

※義務化は2年間の有期措置あり

NIコンサルティング製品における対応の範囲

| 法令上の類型 | | 具体例 | 適用される電帳法の要件 | 関連製品 |
|--------|--------|--|--------------------------|---|
| 国税関係帳簿 | | 取引全体の記録 ・ 仕訳帳 ・ 総勘定元帳 ・ 現金出納帳 | A. 電子帳簿保存 (電帳法第4条第1項) | なし |
| | 決算関係書類 | 決算のために作成した書類 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 棚卸表 | B. 電子帳簿等保存(書類) | なし |
| 国税関係書類 | 取引関係書類 | コンピュータで作成し、紙で発行した取引書類の控え ・ 請求書(控え) ・ 見積書(控え) | (電帳法第4条第2項) | ・ NI Collabo 360 電帳法ストレージオプション ・ Sales Quote Assistant ・ Sales Billing Assistant |
| | | 紙で受領した取引書類 ・ 領収書 ・ 請求書 ・ 発注書 | C. スキャナ保存 (電帳法第4条第3項) | ・ NI Collabo 360 経費精算 支払管理 電帳法ストレージオプション |
| 電子取引 | | 紙を用いず電子で完結した取引データ(受取、発行) ・ メール ・ Web 請求書 ・ ペーパーレス FAX | D. 電子取引データ保存 (電帳法第7条) | ・ NI Collabo 360 経費精算 支払管理 電帳法ストレージオプション ・ Sales Quote Assistant ・ Sales Billing Assistant |

会計システム

NI製品で対応

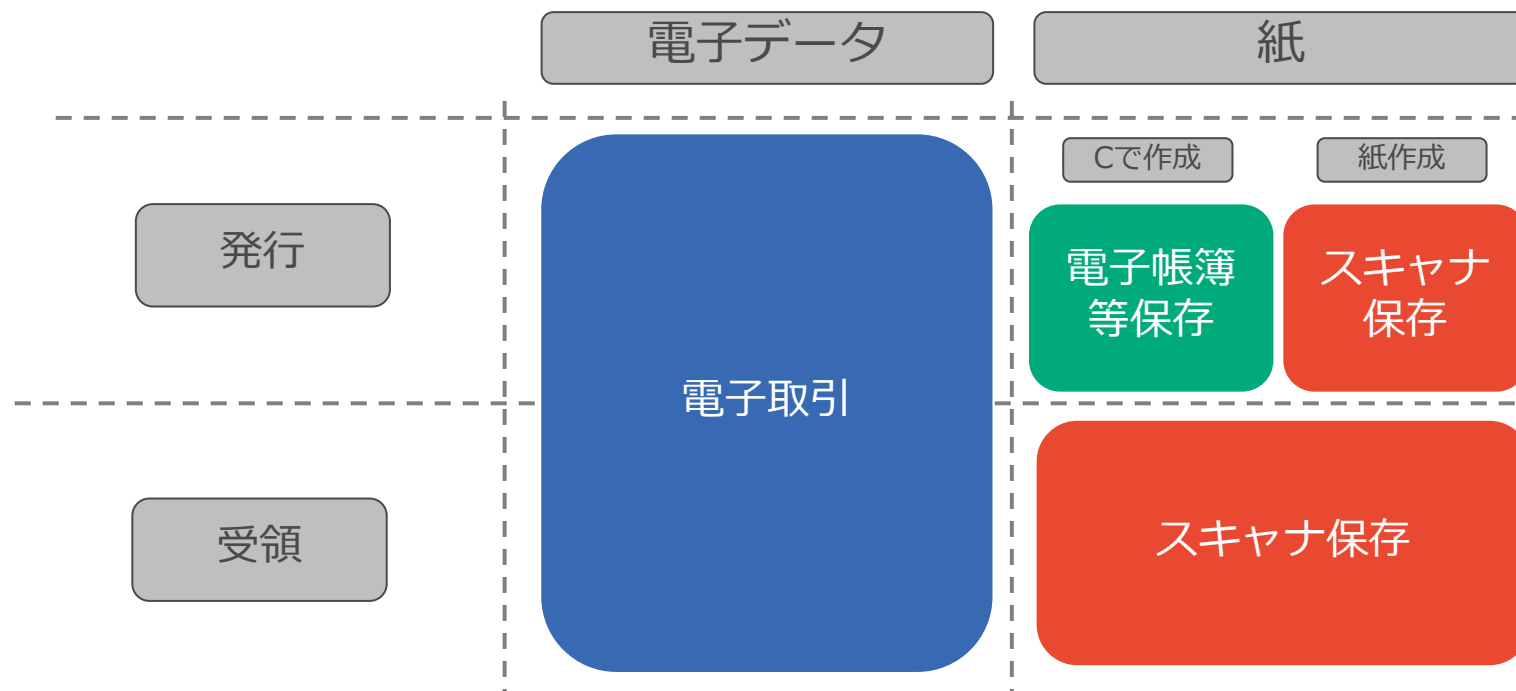
初めに電子帳簿保存法上の区分について理解する

■ 電帳法要件の違いを理解する

弊社製品が対象とする電子データの記録は、電帳法上3種類に区分されます。
それぞれ適用される電帳法の要件が異なりますので、それぞれの書類がどの要件にあたるものなのかを正しく判断する必要があります。

書類を判断する際は

- ① 書類の授受（発行したものなのか、受領したものなのか）
 - ② 書類の形態（電子データなのか、紙なのか）
 - ③ 紙で発行した場合はその作成方法（コンピューターで作成したのか、紙で作成したのか）
- について考えるとわかりやすく分類することができます。



各法的要件への対応と準備物について

各法的要件への対応方法については電子帳簿保存法スタートアップガイドを参照ください。

[必要な準備]

| 電帳法の類型 | 必要な準備 | 根拠法令 |
|----------------|--|--|
| B. 電子帳簿等保存（書類） | ① 操作説明書 ② 事務手続を明らかにした書類 | 電帳法施行規則第2条第3項 (国税庁 電帳法一問一答【帳簿書類関係】) |
| C. スキャナ保存 | ① 操作説明書 ② 事務手続を明らかにした書類 ③ スキャナによる電子化保存規程 | 電帳法施行規則第2条第6項第1号ロ・第7号 (国税庁 電帳法一問一答【スキャナ保存関係】) |
| D. 電子取引 | ④ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 | 電帳法施行規則第4条 (国税庁 電帳法一問一答【電子取引関係】) |

※Sales Billing Assistant については④の規程は不要です。

[成果物]

| 必要な準備 | 法令で求められている内容 | 対応方法 |
|-------------------------------|---|---|
| ① 操作説明書 | システムの操作説明書 | 弊社のオンラインマニュアルが該当 |
| ② 事務手続を明らかにした書類 | 適切な電子保存をすることを目的として、責任者、作業の過程、順序及び入力方法などの手続を明確にしたもの | お客様にて社内ルール化が必要 国税庁のHPにサンプルがあり、それを参考に作成 |
| ③ スキャナによる電子化保存規程 | 業務サイクルに応じた入力事務を行うことによる改ざん防止を目的として、作業責任者、処理基準、判断基準等やワークフローなどの企業の方針を定めたもの | |
| ④ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 | 電子取引データの真実性を確保することを目的として、正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理のルールを定めたもの | |

左図②～④は国税庁のHPにてサンプルが公開されています。

②の書類については③の規程と内容が重複するため、③の規程にまとめることが可能です。